

## 家裁委員会議事概要

- 1 日 時 平成23年7月5日（火）14：00～16：00
- 2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室
- 3 出席者  
(委員) 今井理基夫，木村生治，柴橋祐子，陶山嘉代，多部博一，中野康男，吹野美才，保坂 亨，幕田英雄，松田 清，安田純代  
(五十音順，敬称略)  
(説明者) 森芳男首席家庭裁判所調査官，福永浩之家事首席書記官，廣瀬一秀少年首席書記官，菅原満浩主任家庭裁判所調査官
- 4 テーマ  
家事事件について
- 5 議事
  - (1) 千葉家庭裁判所長あいさつ  
委員会の開催に当たり，松田清千葉家庭裁判所長からあいさつがあった。
  - (2) 交代委員の紹介  
前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員（松田委員，川島委員，木村委員）について，中須賀亮子事務局長から紹介された。
  - (3) 委員長の選出  
今井委員長代理を議長として，新委員長の選出が行われ，松田清が全会一致で委員長に選出された。
  - (4) テーマ「家事事件について」
    - ア テーマ設定について委員長から説明
    - イ 面会交流について  
菅原満浩主任家庭裁判所調査官から，面会交流の手続全般について説明があった。

## ウ DVDの視聴

面会交流について説明した、DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」（最高裁判所作成）のうち、面会交流部分を視聴した。

## エ 家族面接室の見学

家族面接室を見学し、菅原満浩主任家庭裁判所調査官から、家族面接室を利用する際の面会交流の試行について説明があった。

## オ 主な協議（■委員長，●委員，▲説明者）

### ■ 委員長

先ほど視聴したDVDですが、登場した子どもは父親のもとで暮らしているのか、母親のもとで暮らしているのかはお分かりになりましたか。

### ● 委員

両方それぞれのケースが取り上げられていたと思います。

### ■ 委員長

そのとおりです。いずれか片方のケースにしてしまうと、裁判所が親子の関係について固定概念をもってみていると誤解されますので、その上で、配慮して作成されています。それから、裁判所としても、子どもの幸せを第一に考えなければならないわけですが、そもそも子どもの幸せは何か、これは一義的には決まらないものです。面会交流自体も子どもが親に会う権利か、親が子どもに会う権利かという問題も実は解決されていないのではないかと思います。

ところで、「母をたずねて三千里」という童話があります。それは、母親は子どもに慕われて、父親はあまり慕われないということのひとつの例のように思われますが、かつては、離婚する際には、母親は親権を取って父親はそれっきりというのが多かったようです。しかし、最近は必ずしもそうではなく、父親が、子どもに会いたい、または、子どもと一緒に暮らしたいと主張するケー

スが増えてきているようです。日本の場合は単独親権という制度であるため、親権者を父親か又は母親かのいずれかに決めなければいけないことになっていますが、世界的にみるとそれは少数国のようです。多くの国では、共同親権という制度を採用しています。ただし、共同親権においても子どもの体はひとつですから、実際にはどちらかで面倒をみるということになるわけですが、その場合、ある国では、子どもが1歳又は2歳までは母親のもとで暮らすことに決められているという例もあります。

もうひとつ話をさせていただきますが、子どもは離婚によって非常に傷つくと言われていています。それは、親が喧嘩をすると、夫婦仲が悪い原因は自分にあるのではないかと子どもは子どもなりに自分を責める。そして、子どもは何とかお父さんとお母さんの仲を取りもとうとするらしいです。実際にはうまくいかないことがあって家庭裁判所に問題が持ち込まれて、いよいよ離婚という結末に至るまでには、子どもも精神的に疲れてしまい、傷ついてしまうということのようです。そのようなことを考えると、裁判所の使命としては、もっとも弱い立場である子どもを何とか守らなければならないと考えるわけです。子どもを守るための手段はいろいろありますが、そのひとつとして面会交流があるわけです。裁判所としては当事者の話し合いによる、望ましい面会交流にどうやったら繋げられるのか、本日は、この点について皆様の御意見を伺いたいと思います。

まずは、先ほど説明者から面会交流について手続全般の説明をさせていただいて、また、DVDも視聴していただき、その上で、家族面接室を見学していただきましたが、何か御質問、御感想、御意見等はございませんか。

● 委員

それでは、そもそも面会交流の法的根拠はなんでしょうか。

● 委員

今年の5月に民法の一部が改正されて、来年1月か4月に施行される予定で

すが、現在の民法第766条第1項の規定が改正されて、面会交流が明文化される予定です。現在は、民法第766条第1項及び家事審判法第9条第1項乙類4号に基づいて家事審判事項のひとつになっております。

● 委員

では、面会交流は、申立てによって定めるのか否かが決まるのか、相手方にもそれを決めるイニシアティブがあるのか、又は、職権で介入することもできるのでしょうか。

● 委員

家庭裁判所は申立てがないと決めることができません。職権で事件を立てることはありませんので、いずれかの当事者の申立てで面会交流について話し合われることになります。中には、実際に子を監護養育している親の方から、離れて暮らしている親との面会交流の回数を減らしてほしいとか、面会交流自体を白紙にしてほしいという申立ても多くあります。

● 委員

最近の刑事事件の中には、離婚した母親が子どもを連れて育てているところ、交際相手が出てきて、子どもが邪魔になって子どもを虐待し、ときには殺してしまう。そのような痛ましい事件もあるわけですが、そのような状況下では子どもを守る者が誰もいなくなってしまう。私は、少なくとも別れた父親の方にも子どもを守る義務があるのではないかということで、職権でもいいから別れた父親を引きずり込んで、ちゃんと責任とれよという仕組みに繋がっていかないのかなという発想を持っています。今の制度では、いずれかの当事者からの申立てがないといけないということですね。

■ 委員長

では、実際の離婚調停の場において、面会交流が具体的にどのように話合いがなされて決まっていくのか、調停委員の委員から御説明いただきましょう。

● 委員

家事調停で面会交流をよく担当するのですが、ケースとしては、だいたい別居して母親が子どもと暮らしているケースが圧倒的に多いです。父親と一時的に暮らしている場合でも、父親の仕事中に子どもを連れて実家に帰ってしまったというケースも多いです。したがって、父親側が面会交流を認めてほしいと主張するケースが多いです。離婚調停の話合いでは、親権、養育費、面会交流と順々に決めていきますが、面会交流の話が出ると、難航するケースが多いです。離婚調停の場合、当事者双方が感情的に対立しているケースが多いので、母親が会わせたくないとして強く主張します。他方、夫の方は、子どもに会えなければ養育費を出さないとか、財産分与や慰謝料を面会交流と引き換えに言うてくるケースも多いです。その状況において、面会交流を試行すると、いろいろな面で軟化することがあります。そこで、先ほど見学された家族面接室において試行的に子どもと面会交流を行うのが母親としても一番安心できることから、話合いが難航している場合には、家族面接室で会ってもらっています。そうすることによって、父親の感情も少しずつ軟化し、その結果、話合いが進展することもあります。

#### ■ 委員長

ところで、裁判所の手を離れると、その後は、面会の回数を減らしてほしいなどの申立てがない限りは実際どのように面会交流がなされているのかは、裁判所側にはその実情が分かりません。そこで、弁護士の委員に、当事者の方が実際にどのように面会交流を実施しているのか話をお聴かせください。

#### ● 委員

ひとつの例として、離婚したばかりのころは連れ去りを防止するために弁護士事務所で面会交流することもあります。あるケースでは、1時間程度の面会でしたが、連れ去りの問題が起きないように、事務所スタッフも含めて事前に詳細な打合せを行い、その結果、スムーズにいきました。そのような形でも面会交流を実現すると父親の方はそれで満足して、その後は、執拗に会わせてく

れと言ってくることもなくなります。私の感想ですが、父親の方は離婚当初は子どもにかなり執着心を持っており、面会を強く求めてくるのですが、子どもが成長し、父親自身も次の人生に目が向くようになると、状況がいろいろと変化していくものと思われま

■ 委員長

子どもが離婚から受ける心的影響についてはどうでしょうか。

● 委員

離婚が小学校の低学年に起きた場合を考えると、その心的影響は大きいと考えます。離婚という問題の渦中にいた子どもの心のケアは十分になされることは少なく、おきざりだなと思います。

■ 委員長

それから、面会交流は親が決めますが、どこで会いましょうとか、何回会いましょうとか、子どもの意思をどのように考えるのかというのは難しい問題ですね。

● 委員

子どもの年齢によって、面会交流の試行や調査について違いはありますか。また、学校に調査を依頼することはありますか。

▲ 説明者

中学生や高校生の場合、面会交流で問題となるケースはほとんどありません。ただ、親権者を決める際には子どもの意向を聴きますので、子どもを家庭裁判所に呼んで、子どもからも意見を聴くということがあります。しかし、面会交流については、中学生になると調査するということはありません。むしろ、小学生以下の子どもが面会交流の対象になると考えてください。小学校5、6年生の場合には家庭訪問をしています。

● 委員

小学生に意見を聴くというときは、1年生から6年生まですべて同じ対応で

すか。

#### ▲ 説明者

高学年と低学年ではやはり異なります。高学年の場合は意見という形で聴くことが多いです。低学年の場合は、お父さんに会いたいとか会いたくないとかいろいろな話をしますが、それをそのまま受け取るのではなくて、会いたくないというのはどのような理由なのか、お父さんとお母さんとの喧嘩を目の当たりにして心が傷ついているのかとか、同居している親に対する忠誠心からかなどをみることになります。さらには幼稚園児とかになると別な要素も出てきます。もうひとつの質問に対してですが、学校への調査依頼は、学校での様子はどうかということで調査することはありますが、中学生以上では通知表とかで分かりますので学校に対する調査はありません。これは親権者を決める場合についても同じです。

#### ● 委員

先ほどのDVDを視聴して、(例として出された)悪いケースはあれでいいのでしょうかけれども、良いケースは随分きれい事過ぎるなと思いました。あそこまで別れた親同士が話し合いをすることができるのであれば、そもそも離婚に至らないだろうと思います。私自身の周囲のケースでは、親同士というのはこじれきっていて、顔も見たくないという状況が多いので、DVDのケースと随分異なると思いました。

また、私が知っているケースでは、小学生以下の場合には、母親に重大な問題がない限り、親権者は母親であることがほとんどであると聞いています。共同親権は、これから日本でも議論として取り上げられてくるのでしょうか。

#### ■ 委員長

共同親権を中心に運動しているグループもありますし、大きな動きになるであろうと感じています。

#### ● 委員

すべてが法律で解決できるとは思いませんが、そういうことが少しずつでも解決に近づくような方法が採られればいいなと考えます。それと、子どもの権利保護の問題ですが、家庭内の問題には学校なり警察なり司法が入り込めないという問題があります。そのために手遅れとなって、子どもが虐待されたり、衰弱死などの悲劇が起こっています。家庭内の問題にもっと行政なり司法が入り込んで悲劇を防げるような法体系を作っていく必要があるのではないかと考えます。

#### ■ 委員長

個人的には、家庭裁判所がこれから目指すのは、いろいろな機関がどうやって英知を結集して、子どもや家庭などを守るということを考えなければいけない時期にきていると思います。

#### ● 委員

4年前に児童福祉法が改正されて、児童を虐待していると思われる親が児童相談所の呼出しに応じなければ、裁判所の令状を得て自宅内に入ることができるようになりました。それから5月に成立した民法の一部改正ですが、ひとつの大きな目玉には、親権の一時停止という制度があります。親権喪失という制度はあるのですが、要件がひじょうに厳しくて、あまり利用されていませんでしたが、今回、少し要件を緩和して、2年という期間限定で親権一時停止という制度ができましたので、今後は利用されると思います。つまりは、今までよりも司法が家庭の問題に関与できる余地ができたと言えます。

#### ● 委員

改善されているということですね。私としては、個人の権利や自由に、より踏み込んで関与できるまでの規制というか、子どものためにそこまで守るところもほしいと思います。

#### ■ 委員長

子どもの生命に関わるような、切迫したようなケースというのはどのよう

なケースが考えられますか。

● 委員

例えば、最近では、千葉市において、生後1年11箇月の幼児が父親に殴られたケース、木更津市においても、生後1年半の幼児が母親から食事を与えられないなどにより死亡したケースがありました。

私は、今回初めて面会交流という言葉を知りましたが、このような制度を利用できるのは裁判所の土俵に乗って初めて利用できると思いますから、裁判所の土俵に乗れなかった不幸な子どもたちはどうなるのか、裁判所の諸手続を活用して不幸な事件が無くなってほしいなと思います。裁判所も、積極的に宣伝してはいかがでしょうか。

■ 委員長

最近、裁判所では、子の監護に関する問題を憲法週間の機会に積極的に宣伝させていただいております。

ところで、子どもは母親と一緒にの方が幸せになるのか、父親と一緒にの方が幸せになるのかですが、いかがですか。

実際の問題として、父親は働いている人が多いわけで、父親が子どもの面倒をみるということになると、近くにおじいちゃんおばあちゃんがいて、自分は働きに出ていくというパターン、他方、母親の場合は、物資の援助、養育費をもらいながら子どもの面倒を見ながら生活していくというパターンが多く、社会的な背景があって実際にはそうなっているのではないかと思います。果たして本当に子どもの幸せを考えてそうしているのか、それは、親が勝手に決めているだけなのかも知れません。

● 委員

父親のもとで育つのが良いのか、母親のもとで育つのが良いのか、それは、質の問題であると思います。交際相手ができたら簡単に子どもが邪魔になるのかというと、まさにそれはその女性の質によるのだらうと思います。

それから、父親側も、子どもがちゃんと育っているかどうかについては、第一の利害関係人であると思います。何かあったら児童相談所に通報したり、又は、おかしい動きがあったら警察に通報したり、第一義的には別れた父親側が責任を持つのではないかと思います。その観点でみると、面会交流は、ちゃんと食事を与えられているのかどうか、ちゃんと洗濯したものを着せてもらっているかどうかを実際に確認することができる機会ではないかと思います。面会交流時に、ただ仲良く楽しく過ごしましょうというのは、本当にそれでいいのかなと思います。

■ 委員長

そういう観点の御意見も貴重だと思います。

● 委員

DVDのように、継続的に会っているというケースはほとんど聞かないですが、それがあのかというのが素朴な疑問です。面会交流の説明の際に統計を示されましたが、それは成立した件数ですか。

● 委員

先ほどの統計は申立件数です。

● 委員

では、その申立件数のうち、成立し、その後も継続的に面会交流が行われたケースというのはどれくらいあるのですか。

■ 委員長

そこまでの統計はありません。

● 委員

そうすると、あのDVDのような継続的に面会交流が行われるケースというのは、現実から浮いたものになってしまうのではないかと思います。

■ 委員長

最近では、離婚調停の成立時であっても、相手の顔を見ると気分が悪くなる

からといって、当事者が同席せずに、別々に調停条項の確認を行うケースも増えてきているようです。

● 委員

そういう中で面会交流について決めるのは難しいのではないですか。さらにそれを継続的な面会交流に結びつけていくのはもっと難しくなるのではないかと思うのですが。

● 委員

特に女性の場合ですが、当初は子どもを会わせることに不安を感じている方が多く、裁判所で面会交流の試行を行うことにより軟化して互いに感情がほぐれていくということがあり、話し合いが進展するよう努めています。

■ 委員長

実際の調停離婚の条項の中で、面会交流をどのように決めているのか、実際のところ具体的に決めている例というのは少ないのではないかと思います。例えば、面会交流は最低月1回とし、具体的な日時場所は当事者双方協議して決めるケースが多いようです。ただ、離婚後に、それを守ってくれという調停や審判の申立ても少ないように思われます。

● 委員

そうですね。確かに面会交流が守られないから、再度調停や審判を申し立てるというケースは少ないようです。

● 委員

会わせてくれない場合、間接強制の制度を利用することもあります。直接強制ではないので、絶対に会わせないという態度を取られると、会うことがほとんど不可能に近い状態になります。

● 委員

そうになると、子どもが大きくなるにつれて、父親に会いたいとか、母親に会いたいという、子どもの意思はどうなりますか。

● 委員

子どもが大きくなれば自分の意思で会いに行くことができるわけですから、子どもが成長するにつれて状況が変わりますのであまり焦らないように依頼人にアドバイスすることもあります。

● 委員

今言われた母親側のかたくな感情が、時間とともに軟化していくこともあるのですか。

● 委員

例えば養育費をきちんと払っている場合には、そういうこともあると思います。

■ 委員長

最近では、面会交流の対応もいくつかあって、メールを出すことを妨害してはならないとか、手紙を出すことで交流するとか、面会以外の方法による交流も増えていると言われていています。

それから、間接強制というのは、守らないと1日いくらとお金を払わなければならない訳ですが、実際にはどのくらいの金額でしょうか。

● 委員

最近の例は知りませんが、私が知っているケースでは、1日1,000円という例がありました。

■ 委員長

他方、極端に高額すぎると、家庭裁判所も非常識ではないかと言われるかも知れませんが、非常に判断が難しいところです。

御意見をもっと伺いたいところですが、時間が来ましたのでここまでとさせていただきます。貴重な御意見をたいへんありがとうございました。

6 次回のテーマについて

委員から，家庭裁判所と学校との関係，家庭裁判所が扱っている事例に対する諸外国における取扱例を話してもらいたいという要望があった。

以 上